

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【公開番号】特開2017-85743(P2017-85743A)

【公開日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2015-210644(P2015-210644)

【国際特許分類】

H 02 J 7/00 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

H 01 R 13/24 (2006.01)

【F I】

H 02 J 7/00 301B

H 04 M 1/02 C

H 01 R 13/24

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月19日(2017.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器を載置部に載置して充電する充電器であって、

前記電子機器の第1の面に設けられる第1嵌合部と嵌合する第2嵌合部、

前記第1嵌合部が前記第2嵌合部と嵌合した状態において、前記電子機器の前記第1の面と異なる第2の面に設けられる第3嵌合部と嵌合する第4嵌合部、

前記第4嵌合部と連動し、前記電子機器の第1接続端子と電気的に接続される第2接続端子を備える、充電器。

【請求項2】

前記第1の面は、前記第2の面と直交または実質的に直交する、請求項1記載の充電器。
。

【請求項3】

前記第2嵌合部は、前記載置部に対する前記電子機器の位置を決定する第1位置決め部材として機能し、

前記第4嵌合部は、前記第2接続端子に対する前記第1接続端子の位置を決定する第2位置決め部材として機能する、請求項1または2記載の充電器。

【請求項 4】

前記第2嵌合部と前記第1嵌合部との嵌合精度は、前記第3嵌合部と前記第4嵌合部との嵌合精度よりも低い、請求項1ないし3のいずれかに記載の充電器。

【請求項 5】

前記第2嵌合部は、前記電子機器を前記載置部に載せる場合に、前記第4嵌合部が前記第3嵌合部と嵌合する前に、前記第1嵌合部に嵌合する位置に設けられる、請求項1ないし4のいずれかに記載の充電器。

【請求項 6】

前記第4嵌合部は、前記電子機器を前記載置部に載せる方向に対して垂直な方向に移動可能である、請求項1ないし5のいずれかに記載の充電器。

【請求項 7】

前記充電器の本体と前記第4嵌合部の間に配置される弾性体をさらに備える、請求項1ないし6のいずれかに記載の充電器。

【請求項 8】

前記第2接続端子は、2つの前記第4嵌合部の間に配置される、請求項1ないし7のいずれかに記載の充電器。

【請求項 9】

少なくとも前記第2接続端子の周囲を囲み、前記電子機器を前記載置部に載せる第1方向に移動可能な可動部材をさらに備える、請求項1ないし8のいずれかに記載の充電器。

【請求項 10】

前記可動部材の表面上に、前記第4嵌合部を設けた、請求項9記載の充電器。

【請求項 11】

前記第4嵌合部は、前記第1方向に対して傾斜する傾斜面を有する突起である、請求項10記載の充電器。

【請求項 12】

前記第4嵌合部は、円錐状または円錐台状の突起である、請求項10記載の充電器。

【請求項 13】

前記第2接続端子を前記第1方向に垂直な第2方向に移動可能に支持する第1支持部材、および

前記可動部材を少なくとも前記第2方向に移動可能に支持し、前記第1支持部材とは異なる第2支持部材をさらに備え、

前記第3嵌合部が前記第4嵌合部と嵌合するとき、前記可動部材が前記第2方向に移動されるに従って前記第2接続端子が当該第2方向に移動される、請求項9ないし12のいずれかに記載の充電器。

【請求項 14】

前記第1支持部材および前記第2支持部材は弾性体である、請求項13記載の充電器。

【請求項 15】

電子機器と、当該電子機器を載置部に載置して充電する充電器とを有する充電システムであって、

前記電子機器は、

第1の面に設けられる第1嵌合部と、

前記第1の面と異なる第2の面に設けられる第2嵌合部と、

第1接続端子とを含み、

前記充電器は、

前記電子機器の前記第1嵌合部と嵌合する第3嵌合部と、

前記第1嵌合部が前記第2嵌合部と嵌合した状態において、前記第2嵌合部と嵌合する第4嵌合部と、

前記第4嵌合部と連動し、前記電子機器の前記第1接続端子と電気的に接続される第2接続端子とを含む、充電システム。